

Counseling Room

家庭問題カウンセリングルーム

第149回

公益社団法人
家庭問題情報センター

いちむら あきら
市村 彰

義父の作った借金の返済に苦しんでいます

聡子（仮名）さんは、ご夫婦で夫の一郎（仮名）さんの父の浪費による借金返済を肩代わりされてきました。しかし今回、税金滞納による年金差押えという事態に遭遇し、このままでは自分たちの老後の備えができないのではないかと不安と焦りの気持ちから、相談に來られました。

聡（聡子） 義父の借金返済で困っています。先日は税金を滞納していたことで年金差押えの通知が届きました。

カ（カウンセラー） 差押えとは穏やかではありませんね。

聡 はい。まったく知らなかったのびびりしました。義父の借金はこれが初めてではありません。夫は連帯保証人になっただけですが、世間体があるので放置はできず私たちが肩代わりして返済してきました。

請求が届く度に「これで全部ですか？他にはありませんか」と尋ねるのですが、義父は本当のことは言いません。

カ 借金を繰り返す人は本当のことは言わないですね。お義父さんの借金の原因は

何ですか？

聡 義父は定年まで教員をしていました。研究肌で専門書をたくさん買います。その本を置くためにアパートも借りています。それから、教え子がたくさんいるものですから冠婚葬祭の交際費で、かなり出費があるようです。

一度、任意整理（弁護士などが裁判所を利用しないで貸金業者と直接和解交渉し、長期の分割払いで支払う方法）をしましたが、和後の返済を滞らせ失敗しています。

業者から借り入れができなくなると、教え子たちから借金をしていました。

カ 義父は口がうまいので教え子たちは、つい貸してしまっただけです。

かなり長い期間、身の丈に合わない出

費を繰り返してきているのですね。

聡 はい。「借金してまで本を買うことはやめてください」と何度言っても私たちの言うことに耳を傾けてくれません。夫には弟と妹もいますが、この件には関わろうとしません。同じごもなのですから二人が少しでも返済を分担してくれると助かるのですが……。

カ ごもであっても連帯保証をしていないければ返済の義務はありませんから、弟さんと妹さんの気持ち次第ですね。お義父さんはおひとりですか？

聡 はい、義母が五年前に癌で他界してからひとり暮らしです。近所なので私が夕飯だけ届けています。

カ それはご苦労なことです。借金返済で

はなく、お義父さんの生活費の支援の分
担という観点に立てば扶養の問題にな
ります。夫の一郎さんが家裁（家庭裁判
所）の扶養請求調停を利用する方法もあ
ります。

聡 それが、弟と妹から「お兄ちゃん
男だからってお父さんたちから特別か
わいがられたのだから、お兄ちゃんが面
倒をみるのが当然」と言われると、夫は
何も言えないのです。

カ そうですか。ところで、お義父さんは
ご高齢のようですが、認知症の症状はみ
られませんか。

聡 はい。もうすぐ七五歳ですが、物忘れ
などはありません。かかりつけのお医者
さんからは「年齢の割に頭は若いです
ね」と言われています。

カ 認知症でないのは喜ばしいことですが、
浪費だけでは財産管理を他の人に任
せる成年後見制度は使えないですね。

聡 ええ、家裁に相談しましたが、無理だ
ろうと言われました。これからも借金を
繰り返して、私たちがその返済に追われる
と思うと気が休まりません。

私たちも老後の備えが必要なのに、義
父の借金返済をしていると全然貯まら
ないのです。「老後二千万円問題」を思
うと、とても将来が不安です。

カ あなたの不安な気持ちに対して、一郎
さんは、どのようにおっしゃっているの

でしょうか？

聡 夫から返ってくる言葉は「親だから仕
方ないだろう」です。夫が私たちの老後
を心配してないとは思いませんが、ど
うするつもりなのか尋ねると、不機嫌に
なって何も言ってくれません。

カ こういふ問題に対処するとき大事なこ
とは、一郎さんとあなたが力を合わせて
一緒に対処することですが、お話を伺っ
ているとあなたひとりが奮闘されてい
て、一郎さんは結果的にお義父さんの味
方をしているようです。

聡 そうなのです。私がひとりで悩んでい
て。このことでほとほとくたびれてしま
い、とても気分が重たいのです。

カ ご心労をお察します。目前の困り事
はお義父さんの借金返済ですが、一郎さ
んと歩調が合わないことが一番のお悩
みではありませんか。

聡 そうなのです。本当のことを言うと、
このまま夫婦を続けていく自信があり
ません。義父の借金の問題だと、ずっと
思っていました。私たちが夫婦の問題だ
ということが今、はっきりとわかりまし
た。どうすればよいでしょうか。

カ お二人だけの話し合いは難しそうなの
で家裁の夫婦関係調整調停はいかがで
しょうか。

聡 調停ですか。
はい。裁判ではなくて話し合いです。

経験豊かな調停委員が、お二人の話を
聞いて解決に向けて意見の調整をしま
す。

一郎さんの住所地を管轄する家裁に
申立てをします。申立ての書類は家裁に
ありますが、家裁のホームページから書
式をダウンロードして印刷し、必要事項
を記入して提出してもよいです。併せて
提出するものについても家裁のホーム
ページに載っています。わからないこと
があれば、電話で直接窓口尋ねること
もできます。

聡 わかりました。調べてみます。話を聞
いてもらって気分が軽くなりました。

その後、聡子さんは離婚を求めて夫婦
関係調整調停の申立てをしました。義父
の借金返済にばかり気を取られていまし
たが、振り返ると、これまで自分の気持ち
や考えは二の次で、
夫に従う日々だった
ことに改めて気付き
ました。経済的に自
立するためにパート
の仕事を見つけ、思
い切って別居しまし
た。また、老後の楽
しみにしようとして刺
繍教室にも通い始めた
そうです。

